### 白井市の給与・定員管理等について

#### 1 総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

٠/_	<u> </u>	100 ( F) ALL AN N 1 (V) 3F/					
	区 分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	区 分	(4年度末)	A		В	B/A	3年度の人件費率
ſ	4年度	人	千円	千円	千円	%	%
	4平/支	62,693	23,070,931	1,203,122	3,181,146	13.8	13.5

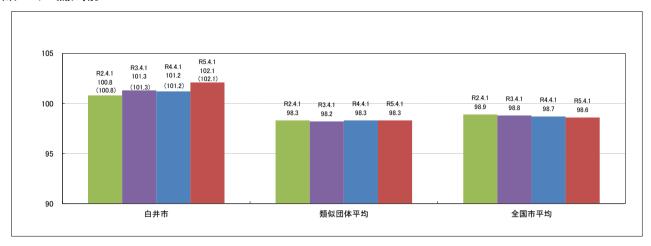
(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

ব	職員数		職員数		
区 分	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
4年度	人	千円	千円	千円	千円
4年度	357	1,110,079	233,026	461,540	1,804,645

(参考)一人当たり	(参考)類似団体平均
給与費 B/A	一人当たり給与費
千円	千円
5,055	6,066

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - ・ 「大学」、「「CLOSON」、「CLOSON」、 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
  - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3)ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、
  - 1 アペーレーイの公は、上地が公外団体が、放打攻域やおイブの接触で、企業学と比較するため、地域異数(特別/と市で学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職権給表(一)適用職員の権給負額を100として計算した指数。 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。) 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

  - 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、 ③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

過去の人口急増期に職員を大量に採用し、職員の年齢構成が国と異なることが主な要因と考えている。

#### (4)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に 取り組むとされている。

| 実施| 未実施| 実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。 1級の全号給及び2級の一部号給においては引下げを行っていない。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び自井市の支給割合)

#### (支給割合) 国基準6%に対し、白井市においても6%を支給。

13	<b>多与</b> )											
		平成26年度の	平成27年度	の支給割合	平成28 年度の	平成29 年度の	平成30 年度の	平成31年度 (令和元年度)の	令和2 年度の	令和3 年度の	令和4 年度の	令和5 年度の
		支給割合	4月1日時点	遡及改定後	支給割合	支給割合	支給割合	支給割合	支給割合	支給割合	支給割合	支給割合
	国基準による支給割合	6%	6%	-	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
	白井市の支給割合	6%	6%	-	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

1

#### (5)特記事項

①人件費抑制措置の状況							
区 分	抑制措置		内 容	期 間			
特別職及び教育長	給料月額の減額		市長10%減額 副市長5%減額 教育長2%減額	平成21年4月1日から平成27年5月21日			
			20%減額	平成30年4月1日から平成30年9月30日			
		市長	10%減額	平成30年10月1日から令和元年5月21日			
	給料月額の減額		10%減額	令和元年10月1日から令和5年5月21日			
特別職		副市長	10%減額	平成30年4月1日から平成30年9月30日			
イザカリ和政	和作力領の列政領		5%減額	平成30年10月1日から令和元年5月21日			
			5%減額	令和元年10月1日から令和5年5月21日			
		教育長	2%減額	平成30年4月1日から令和元年5月21日			
	3	秋月天	2%減額	令和元年10月1日から令和5年5月21日			

#### 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

一般行政職 (令和5年4月1日現在) 分 平均年齢 平均給料月額 平均給与月額 (国比較ベース) 415,769 円 303.122 円 千葉県 40.0 歳 405.893 円 355,779 円 玉 42.4 歳 322,487 円 404,015 円 類似団体 41.6 歳 310,260 円 401,078 円 356,435 円

#### ②技能労務職

			公 務	員			民 間		参 考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職 種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
白井市	60.0 歳	8 人	237,638 円	280,142 円	251,896 円	_	I	_	
うち運転手	歳	1 人	円	円	円	自動車運転手	59.1 歳	220,100 円	
うち調理員	歳	1 人	円	円	円	調理士	45.5 歳	260,000 円	
うち用務員		5 人	255,300 円	311,746 円	270,618 円	用務員	49.1 歳	241,700 円	1.29
うち技能員	歳	1 人	円	円	円	_		_	_
千葉県	52.6 歳	303 人	298,707 円	355,761 円	334,780 円	_	I	_	
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	- 円	329,178 円	_	_	_	_
類似団体	52.3 歳	17 人	321,114 円	373,492 円	352,981 円	_		_	_

	参考						
区 分	年収ベース(試算値)の比較						
	公務員(C)	民間(D)	C/D				
白井市	_	_	_				
うち運転手	円	2,830,000 円					
うち調理員	円	3,483,900 円					
うち用務員	4,947,293 円	3,253,900 円	1.52				
うち技能員	H	_	_				

- \*
- 及間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和2~4年の3ヶ年平均)。 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、 民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- \* 運転手、調理員及び技能員については、人数が少ないため非公表とする。
- 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
  「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
  また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

  - 3 民間の自動車運転手及び調理士については、千葉県の平均値。用務員については、全国の平均値である。
  - 4 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

#### (2)職員の初任給の状況

ノ (吸入 ヘンパン) エルロッ	21V\Vu		(1)4HOT-4/11H 2ML/			
区 分		白井市	千葉 県	国		
	大 学 卒	191,700 円	191,700 円	総合職 189,700 円		
一般行政職	人子午	191,700   1	191,100	一般職 185,200 円		
	高 校 卒	158,900 円	158,900 円	一般職 154,600 円		
技能労務職	高 校 卒	147,700 円	156,800 円	_		
1又形力1分40	中学卒		143,800 円	_		

(3) 職

職員の経験年数	枚別・学歴別平均給料月	「額の状況	(令和5年4月1日現在)					
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年			
一般行政職	大 学 卒	274,180 円	367,650 円	381,117 円	435,060 円			
川又十丁正文相成	高 校 卒	230,567 円	352,740 円	351,680 円	407,120 円			
技能労務職	高 校 卒		_	_	_			
1又形力 3分戦	中学卒	_		_	_			

(人和5年4月1日現在)

技能労務職については、人数が少ないため非公表とする。

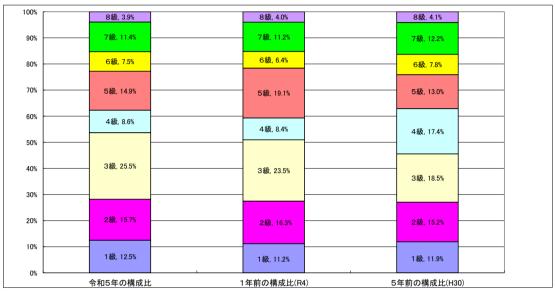
#### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

	<b>A</b>	5年4	н	4	ь	#	<b>*</b>
•	TIME	O∓4	ιн	-1		777.	Ht.

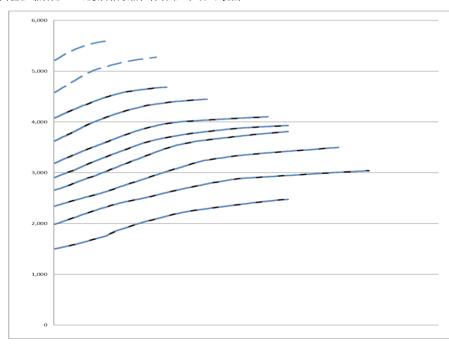
区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
8	級	部長、参事	10 人	3.9 %	408,100 円	468,600 円
7	級	課長、主幹	29 人	11.4 %	362,900 円	444,900 円
6	級	副主幹	19 人	7.5 %	319,200 円	410,200 円
5	級	主査	38 人	14.9 %	290,700 円	393,000 円
4	級	主査補	22 人	8.6 %	266,000 円	381,000 円
3	級	主任主事、主任技師	65 人	25.5 %	234,400 円	350,000 円
2	級	主事、技師	40 人	15.7 %	198,500 円	304,200 円
1	級	主事補、技師補	32 人	12.5 %	150,100 円	247,600 円

- (注) 1 白井市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。 3 一般行政職とは、企業職、税務職、福祉職、技能労務職等を除いたものである。



(注) 平成18年4月1日に9級制から8級制に変更している。(旧給料表の3級及び4級を統合)

#### (2)国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和5年4月1日現在)



白井市 (R5) 国家公務員 (R5) (3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(白井市)

令和5年度中における運用		管	理職員	一般	職員	
イ	人事評価を活用している		0	0		
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	
	上位、標準、下位の区分	0		0	0	
	上位、標準の区分		0			
	標準、下位の区分					
	標準の区分のみ(一律)					
П	人事評価を実施していない					
	活用予定時期					

#### 4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

自井市     千葉県     国       1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,407     1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,685     一 1,685     一 千円       (令和4年度支給割合) 期末手当     (令和4年度支給割合) 期末手当     (令和4年度支給割合) 期末手当     期末手当 り動む手当     財末手当 りかま当     りかま当 2,40     日分     2,40     日分     2,40     日分     2,40     日分     2,00     日分	/ 粉木ナヨ・剝炮ナヨ		
1,407     千円     1,685     千円       (令和4年度支給割合)     (令和4年度支給割合)     (令和4年度支給割合)       期末手当     期末手当     期末手当     期末手当	白 井 市	千 葉 県	国
(令和4年度支給割合)     (令和4年度支給割合)     (令和4年度支給割合)       期末手当     期x手当     期x手当	1人当たり平均支給額(令和4年度)	1人当たり平均支給額(令和4年度)	_
期末手当 勤勉手当 期末手当 勤勉手当 期末手当 勤勉手当	1,407 千円	1,685 千円	
	(令和4年度支給割合)	(令和4年度支給割合) (全	令和4年度支給割合)
2.40 月分 2.00 月分 2.40 月分 2.00 月分 2.40 月分 2.00 月分	期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
	2.40 月分 2.00 月分	2.40 月分 2.00 月分	2.40 月分 2.00 月分
( 1.35 )月分 ( 0.95 )月分 ( 1.35 )月分 ( 0.95 )月分 ( 1.35 )月分 ( 0.95 )月分	( 1.35 )月分 ( 0.95 )月分	( 1.35 )月分 ( 0.95 )月分	( 1.35 )月分 ( 0.95 )月分
加算措置の状況         加算措置の状況           加算措置の状况	加算措置の状況	加算措置の状況	n算措置の状況
職制上の段階、職務の級等による加算措置 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置  耶	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算     5%~15%       ・役職加算     5~20%       ・役職加算     5~20%	·役職加算 5%~15%	· 役職加算 5~20% · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·役職加算 5~20%
<ul><li>・管理職加算 15・25% ・管理職加算 10∼25%</li></ul>		·管理職加算 15·25% ·	·管理職加算 10~25%

<sup>(</sup>注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(白井市)

	<u> </u>		理職員	一般職員		
イ	人事評価を活用している		0	0		
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	
	上位、標準、下位の成績率	0		0	0	
	上位、標準の成績率		0			
	標準、下位の成績率					
	標準の成績率のみ(一律)					
П	人事評価を実施していない					
	活用予定時期					

(2)退職手当 (令和5年4月1日現在)

	白	井	市			国				
(支給率)	自己都	合	勧奨·舞	官年	(支給率)	自己都合	<b></b>	カ奨・定年		
勤続20年	19.669500	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.669500	月分	24.586875	月分	
勤続25年	28.039500	月分	33.270750	月分	勤続25年	28.039500	月分	33.270750	月分	
勤続35年	39.757500	月分	47.709000	月分	勤続35年	39.757500	月分 ·	47.709000	月分	
最高限度額	47.709000	月分	47.709000	月分	最高限度額	47.709000	月分 ·	47.709000	月分	
その他の加算措置					その他の加算措置					
(定年前早期退職特	<b>寺例措置</b>	2%	~20% 加算	)	(定年前早期退職特例措置		$2\% \sim 45\%$	加算	)	)
1人当たり平均支給	額	12	2,872 千円							

<sup>(</sup>注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)地域手当 (令和5年4月1日現在)

J,	地域十日		Cut (T)	午4月1日先任/
	支給実績		(令和4年度決算)	69,451 千円
		平均支給年額	(令和4年度決算)	213,040 円
	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	白井市	6%	326 人	6%

(令和5年4月1日現在) 29 千円 (4) 特殊勤務手当 (令和4年度決算) 支給実績 支給職員1人当たり平均支給年額 1,933 円 職員全体に占める手当支給職員の割合手当の種類(手当数) (令和4年度) 4 種類 支給実績 (令和4年度決算) 左記職員に対する支給 単価 主な支給対象職員 手当の名称 主な支給対象業務 感染症の患者の搬送並びに感染症の病原体に汚染し、又は汚染した 疑いのある物件、場所等の消毒その他の処理作業に従事したとき 防疫処理手当 0 千円 日額300円 日額500円 災害対策業務手当 一般行政職 災害対策業務に従事したとき 0 千円 行旅死亡人1件につき3, 0 00円 行旅病人及び行旅等死亡人取扱に従事したとき 0 千円 行旅病人等取扱手当 動物死体処理手当 29 千円 日額300円 動物死体の処理作業に従事したとき

(5)時間外勤務手当(休日勤務手当を含む)

支給実績	(令和4年度決算)	70,119 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和4年度決算)	257,790 円
支給実績	(令和3年度決算)	66,716 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和3年度決算)	254,641 円

(6) その他の手当 (会和5年4月1日現在)

6)	その他の手当			(令和5年4月1日現在)				
	手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)		
	扶養手当	扶養親族のある職員に支給します。 ・配偶者 月額6,500円 ・子 1人月額10,000円 ・父母等 1人月額6,500円 ※16歳から22歳までの子 1人月額5,000円加算	同じ	-	22,316 千円	232,458 円		
	住居手当	借家などに居住し家賃を支払っている職員などに支給します。 ・借家の場合 家賃の額に応じて月額27,000円を限度に支給(家賃月額12,000円を超える場合に限る)	異なる	国は、配偶者等が 借家・借間に居住 する単身赴任手 当受給職員に最 高13,500円を支 給する。	21,674 千円	285,184 円		
	迪蛚于当	電車・バス、自家用車などにより通勤する職員に支給します。 ・電車・バスを利用する場合 6ヶ月定期券代など1ヶ月当たり55,000円まで全額支給 ・自家用車などを使用する場合 使用距離に応じて月額2,000円から月額3 1,600円までを支給 ※通勤距離が片道2キロメートル以上である職員が対象です。	同じ	1	24,130 千円	84,965 円		
	管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職に応じて定額支給します。 ・70,500円(部長職)・61,100円(参事職)・57,500円(課長職)・4 4,300円(主幹職)	異なる	国は、官職に応じ て34,900円から 133,600円を定額 支給	25,092 千円	643,385 円		
•		管理職職員が臨時又は緊急そのほか公務運営の必要により休日などに勤務した場合、職務に応じて8,000円から12,000円を支給します。(勤務時間が6時間を超える場合は50%増し)	異なる	国は、官職区分に 応じて 6,000円から 12,000円(勤務時 間が6時間を超え る場合は50%増し)	215 千円	30,714 円		

#### 5 特別職の報酬等の状況

## (令和5年4月1日現在)

	区分		給料月額等
	<u> </u>		(参考)類似団体における最高/最低額
給料	市長	830,000 (747,000)	1,061,000 円 / 593,400 円
쒸	副市長	690,000 円 (655,500)	885,000 円 / 547,600 円
	議長	390,000 円	737,000 円 / 372,000 円
報 酬	副議長	320,000 円	653,000 円 / 294,000 円
	議員	300,000 円	591,000 円 / 266,000 円
		( 令和4年度支給割合	) ( 令和5年度支給割合 )
期末	市長 副市長	4.40	月分 4.40 月分
不 手		( 令和4年度支給割合	) ( 令和5年度支給割合 )
当	議長 副議長 議員	4.40	月分 4.40 月分
退		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
職手	市長 副市長	給料月額×在職月数×35/100 給料月額×在職月数×25/100	1,394万円任期毎828万円任期毎
当	備考		·

<sup>1</sup> 給料のカッコ内の額は、減額措置の金額である。 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

#### 6 職員数の状況

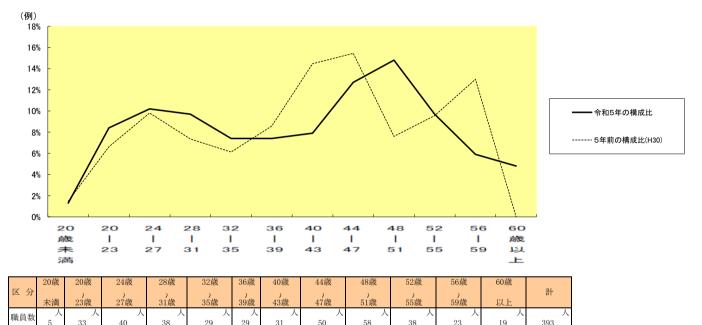
#### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		区分	職員	員数	対前年	ナや横洋畑中	
部門			令和5年	令和4年	増減数	主な増減理由	
		議会	5	4	1		
		総務	84	86	$\triangle$ 2		
		税務	23	23	0		
	_	労働	1	1	0		
	般	農林水産	7	7	0		
普	行	商工	7	7	0		
通	政	土木	30	31	△ 1		
会	部	民生	105	105	0		
計	門	衛生	36	37	△ 1		
部門		計	298	301	△ 3	<参考>       人口1万当たり職員数     47.53 人       (類似団体の人口1万当たり職員数     51.55 人)	
	教育部門		59	60	△ 1		
	消防部門		0	0	0		
	小計		357	361	$\triangle$ 4	<参考>       人口1万当たり職員数     56.94 人       (類似団体の人口1万当たり職員数     65.15 人)	
公		病院	0	0	0		
営		水道	6	6	0		
企		交通	0	0	0		
業等		下水道	7	7	0		
숲		その他	23	27	△ 4		
部門	小 計		36	40	$\triangle$ 4		
	合	計	393	401	△ 8	<b>&lt;参考&gt;</b>	
(34)	- ***	W v Anada v =	[485]	[ 485 ]	[ - ]	人口1万当たり職員数 62.69 人	

<sup>(</sup>注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

#### (2)年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



## (3)職員数の推移

(単位:人・%)

							(単位:人・%)
部門別 年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	304	298	300	295	301	298	△ 6 ( △ 2.0 %)
教 育	63	61	62	61	60	59	△ 4 ( △ 6.3 %)
警察	_					_	- ( <b>-</b> %)
消防	_					_	- ( <b>-</b> %)
普通会計計	367	359	362	356	361	357	△ 10 ( △ 2.7 %)
公益企業等会計計	41	40	41	42	40	36	△ 5 ( △ 12.2 %)
総合計	408	399	403	398	401	393	△ 15 ( △ 3.7 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

#### 7 公営企業職員の状況

(1)水道事業 ① 職員給与費の状況 ア 決算

_	/ 仄昇									
I	区	分	総費用	純損益又は 実質収支			総費用に占める 職員給与費比率			
				夫負収又			<b>顺貝</b> 后子質 比 平			
L			A			В	B/A			
ſ	4年	#	千円	=	千円	千円	%			
L	44	没	570,881	34,618		30,751	5.4			

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

١	区 分	職員数		給	与 費	
		A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	4年度	人	千円	千円	千円	千円
	4十/支	6	19,178	3,713	8,246	31,137

一人当たり 給与費 B/A (参考)市町村平均 人当たり給与費 千円 千円 5,190 6,018

#### イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
白井市	36.7 歳	290,528 円	432,458 円
団体平均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

# ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当					
白井市(	水道事業)	白井市(一般行政職)			
1人当たり平均支給額(令和4	1年度)	1人当たり平均支給額(令和4年月	度)		
1,374	千円	1,407	千円		
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当		
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分		
( 1.35 )月分	( 0.95 )月分	( 1.35 )月分	( 0.95 )月分		
加算措置の状況		加算措置の状況			
職制上の段階、職務の級等は	こよる加算措置	職制上の段階、職務の級等による	5加算措置		
<ul><li>・役職加算 5%~15</li></ul>	%	·役職加算 5%~15°	%		

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

イ 退職手当(令和5年4月										
白井市(水道事業)					白井市(一般行政職)					
(支給率)	自己都領	<u>}</u>	勧奨・定年	F	(支給率)	自己都行	合	勧奨・定	年	
勤続20年	19.669500	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.669500	月分	24.586875	月分	
勤続25年	28.039500	月分	33.270750	月分	勤続25年	28.039500	月分	33.270750	月分	
勤続35年	39.757500	月分	47.709000	月分	勤続35年	39.757500	月分	47.709000	月分	
最高限度額	47.709000	月分	47.709000	月分	最高限度額	47.709000	月分	47.709000	月分	
その他の加算措置					その他の加算措置					
(定年前早期退職特例	列措置	2%~	20% 加算	)	(定年前早期退職特例措置		2%~209	6 加算		)
1人当たり平均支給額	į		千円		1人当たり平均支給額		12,872	千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。 ※ 白井市(水道事業)の1人当たり平均支給額については、人数が少ないため非公表とする。

## ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

グル域ナコ(1/40年4万)	1 ログロエ/				
支給実績		(令和4年度決算)	1,184 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額		(令和4年度決算)	197,333 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)		
白井市	6%	6 人	6%		

<sup>(</sup>注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。 2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。

#### エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

工 特殊勤務于自(宣和b平·	4月 I 日 現(生)					
		(令和4年度決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額		(令和4年度決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		(令和4年度)	0 %			
手当の種類(手当数)				4 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)		左記職員に対する支給 単価	
防疫処理手当		感染症の患者の搬送並びに感染症の病原体に汚染し、又は汚染した 疑いのある物件、場所等の消毒その他の処理作業に従事したとき	0	千円	日額300円	
災害対策業務手当	一般行政職	災害対策業務に従事したとき	0	千円	日額500円	
行旅病人等取扱手当		行旅病人及び行旅等死亡人取扱に従事したとき	0	千円	行旅死亡人1件につき 3,000円	
動物死体処理手当		動物死体の処理作業に従事したとき	0	千円	日額300円	

#### 才 時間外勤務手当

支給実績	(令和4年度決算)	759 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和4年度決算)	126,500 円

#### カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

カ その他の手当(令和5年4月1日) 手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制 度との異同	一般行政職の制 度と 異なる内容	支給実績 (令和4年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給します。 ・配偶者 月額6,500円 ・子 1人月額10,000円 ・父母等 1人月額6,500円 ※16歳から22歳までの子 1人月額5,000円加算	同じ	_		I	円
住居手当	借家などに居住し家賃を支払っている職員などに支給します。 ・借家の場合 家賃の額に応じて月額27,000円を限度に支給(家賃月額12,000円を超える場合に限る)	同じ	1		1	円
通勤手当	電車・バス、自家用車などにより通勤する職員に支給します。 ・電車・バスを利用する場合 6ヶ月定期券代など1ヶ月当たり55,000円まで全額支給 ・自家用車などを使用する場合 使用距離に応じて月額2,000円から月額3 1,600円までを支給 ※通勤距離が片道2キロメートル以上である職員が対象です。	同じ	_	1,770 千円	-	円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職に応じて定額支給します。 ・70,500円(部長職)・61,100円(参事職)・57,500円(課長職)・4 4,300円(主幹職)	同じ	1		-	円
管理職特別勤務手当	管理職職員が臨時又は緊急そのほか公務運営の必要により休日などに勤務した場合、職務に応じて8,000円から12,000円を支給します。(勤務時間が6時間を超える場合は50%増し)	同じ	_		_	円

<sup>(</sup>注) 支給職員1人当たり平均支給年額については、人数が少ないため非公表とする。